

TOPICS  
1

## トピックス…①

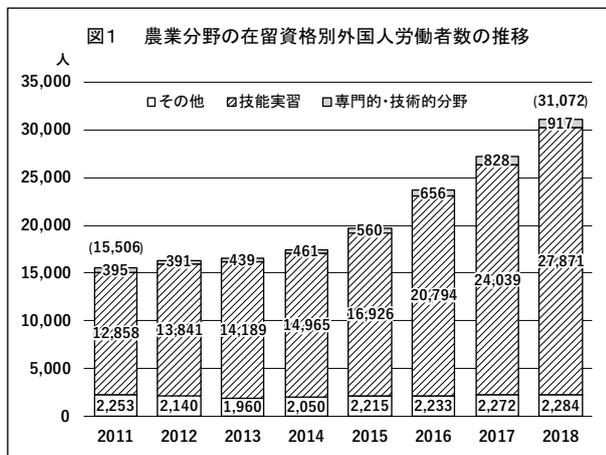
## 農業分野における技能実習制度の普及と課題

農業分野の外国人労働者数は、直近の7年間に15,506人から31,072人に倍増し、この増加のほとんどを技能実習生が占めている。わが国の生産年齢人口が減少するなか、農業分野でも労働力不足が続くのは必定で、外国人技能実習生の存在感がより一層増す可能性がある一方、受け入れに際しての課題も少しずつ明らかになってきた。

## 技能実習生の増加

技能実習制度は、1993年（農業分野は2000年の制度改正以降）に導入された「技能実習」の在留資格により、日本に在留する外国人が報酬を伴う実習を行う制度である。つまり、「技能実習」は本来、就労目的の在留資格ではない。技能実習制度は、開発途上国に対する経済協力のための仕組みであり、同制度で在留している外国人は日本での実習を通じて技能を習得し、帰国して母国の経済発展に寄与することが本来の趣旨である。技能実習の期間は3年間で、一定の条件を満たせば、一旦（1か月以上）帰国後、最大2年間の延長ができる。

厚生労働省のデータを見ると、技能実習生数は増加傾向で推移しており、2018年10月末現在では全産業で308,489人となっている。とくに就労者が多い産業は製造業で、全体の6割（186,163人）を占めている。また農林水産省によると、農業分野の外国人労働者数も着実に増加しており、その中心的在留資格である技能実習生は、全産業の約1割に相当する27,871人となっている（図1）。



資料：農林水産省「農業分野における新たな外国人材の受け入れについて」  
注）各年の外国人労働者数は10月末現在の数値である。

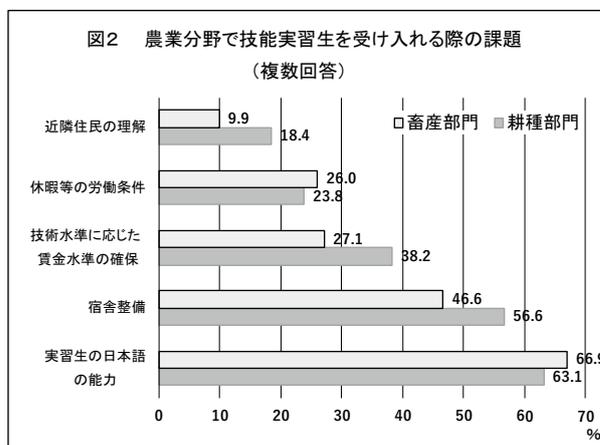
## 受入にあたっての課題

かつて、増加する技能実習生の処遇問題がマスコミで取り上げられた際、技能実習制度を一時的な労働力需給の調整手段とすることの弊害が指摘された。つまり、技能実習生の就労実態は、制度で想定されていたものから大きく乖離しており、帰国後に役立つとは言い難い業務に従事させられていることや、低廉な労働力と見做して劣悪な労働条件を強いられていることなどが紹介された。

農業分野における技能実習制度の普及にともなって、技能実習生の受け入れに際しての課題も明らかとなってきた。日本政策金融公庫・農林水産事業本部が実施した調査（平成31年1月農業景況調査：外国人技能実習生）によると、技能実習生を受け入れる際の課題は、「実習生の日本語の能力」が最多であるが、これは耕種部門よ

り畜産部門の方が多くなっており、円滑な意思疎通がより重要視されていることが分かる。

次いで、「宿舍環境」、「技術水準に応じた賃金水準の確保」の順となり、実習生の雇用環境を整える必要性が伺えるが、これらは畜産部門より耕種部門において深刻であると言える。なお、雇用環境の中でも「休暇等の労働条件」の改善は、耕種部門より畜産部門でより重要な課題であることが分かる（図2）。



資料：「平成31年農業景況調査」（日本政策金融公庫 農林水産事業本部）

## 新たな在留資格「特定技能」の創設

就労目的の在留を認めるため、新たな外国人在留資格「特定技能」が2019年4月に始動した。この「特定技能」資格による在留は、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行っても人材を確保することが困難な状況にある産業分野に限定して、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人の就労を認める制度である。

「特定技能」は2種に分かれており、1号は従来から就労が認められてきた在留資格「専門的・技術的分野」に比べて熟練度は低いものの、即戦力になりうる人材で、在留期間が通算5年間で家族帯同は認められない。技能実習生の場合、在留資格「特定技能1号」に移行することによって、3年間の技能実習に加えて、一旦帰国することなく、通算で最大5年間の在留が認められる。なお、今のところ農業分野は対象外であるものの、「特定技能2号」はさらに熟練した人材であり、在留期間を無制限に延長可能で家族帯同も認められる。

就業者の減少と高齢化が同時進行する農業分野においては、今後、外国人労働力への一層の需要増加が見込まれる。その際、外国人労働者が就業する経営体レベルに止まらず、かれらが実際に生活、就業する地域レベルでの対応が大きな課題となる。労働力の確保をめぐる国際的な競争が激化し、日本で働く金銭的メリットが徐々に失われていくなか、優秀な人材を安定的に確保するためには、外国人労働者を単なる労働力としてではなく、地域の生活者、コミュニティの一員として受け入れていくことが求められよう。